

公益法人制度の抜本的な見直しとして、2008年12月から新公益法人制度がスタートしました。

これまで公益法人はその公益性・非営利性ゆえに税務上の優遇措置や社会的信用を得ていましたが、本来の目的を逸脱した営利追求型公益法人や休眠法人の存在が問題となり、公益法人制度が見直されました。

## 1. 新公益法人制度の特徴

### ・登記のみの簡便な設立手続き

⇒ 公益性の有無に関わらず、登記のみで簡単に設立できる一般的な非営利法人制度（一般社団法人・一般財団法人）が創設されました。非営利法人として認められた一般公益法人には、税務上の優遇措置も認められています。

### ・公益事業を主たる目的とする法人に対しては公益認定制度がある

⇒ 民間有識者による公益認定等委員会の意見に基づき、公益法人認定制度が創設されました。一般社団法人・一般財団法人としての、法人格の取得は簡単な設立手続きのみとなりますが、公益社団法人・公益財団法人となるには、委員会の公益性の認定を受ける必要があります。（その分、公益社団法人・公益財団法人には高い社会的信用や税務上のメリットが適用されます。）

### ・現行の公益法人の移行

⇒ 旧法の下で成立していた公益法人は、2008年12月1日からは特例民法法人となります。2008年12月1日から5年間の間に、公益社団法人・公益財団法人への移行の認定申請を行うか、一般社団法人・一般財団法人への移行認可申請を行わなければなりません。

## 2. 一般社団法人について

この制度は、非営利団体を対象とした法人制度の一つで、営利を目的としない団体(人の集まり)であれば、これを一般社団法人として法人化させることができるものです。

なお、ここで「非営利」「営利を目的としない」とは、社員(団体の構成員)に対する剰余金の分配を行わない、すなわち、株式会社の株主配当に相当することを行わないという意味であり、収益事業を行い利益を得ることや、役員報酬・従業員給与を支払うことなどは、全く問題ありません。

また団体と言っても、その社員は設立時に2名以上いればよく、しかも設立後は1名まで減っても存続可能ですので、小規模な団体であっても、一般社団法人として法人化させることができます。

この一般社団法人には、次のような特長があります。

### ・多様な事業活動に対応

⇒ 一般"社団"法人という呼び名から、公益事業のための制度のようなイメージがありますが、他の法律(銀行法や弁護士法など)で禁止されていない限りは特に事業内容について制約はなく、公益事業はもとより、株式会社のように収益事業を営むことも、協同組合や中間法人のように共

益的事業(会員共通の利益を図る活動)を行うことも可能です。

そのため一般社団法人は、様々な事業の法人化に活用できる制度であるほか、最近注目を集めている「社会起業」「社会的企業」にマッチする唯一の法人制度でもあります。

#### ・少人数・少資産でも設立可能

⇒ 前述のとおり、一般社団法人は社員 2 名から設立可能であり、また役員は、後述する公益社団法人に移行しない限りは、理事(株式会社の取締役)に相当が 1 名いればよいので、少人数での設立が可能です。

しかも一般社団法人には、かつての株式会社のような最低限必要な資産についての制限は全くありませんので、極端なことを言えば、資産 0 円からでも設立が可能です。

### 3. 税制について

NPO法人は、設立のときから法人税法に定められた 33 種類の「収益事業」からの所得に対してのみ課税されますが、それ以外が非課税です。

この点、一般社団法人及び一般財団法人も非営利型法人であれば、NPO法人と同じ税制となります。しかし、非営利型ではない一般社団法人なり一般財団法人については、株式会社など普通法人と同じように、すべての所得が課税対象となります。

#### ・非営利型法人とは

⇒ 非営利型法人とは、以下の条件の 1 つをクリアしている法人です。

- ①非営利性が徹底された法人
- ②共益的活動を目的とする法人

このうちどちらかの法人については収益事業からの所得についてのみ法人税が課税される扱いです。

#### ・非営利型法人の要件は

⇒ 非営利型法人では、こうした要件が整った場合、税務署に異動届を行うほかは、特に何らかの手続きをすることもなく成立します。しかし、以下のうちの 1 つでも該当しなくなったときには、やはり特に手続きを得ることなく、普通法人となります。

#### ・非営利性が徹底された法人の要件

- ⇒
- 1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
  - 2 解散したときは、残余財産を国や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
  - 3 上記 1 及び 2 の定款の定め違反する行為(上記 1, 2、及び下記 4 の要件に該当していた期間において、特定の個人または団体に特別の利益を与えることを含む)をしたことがないこと
  - 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 以下であること。

## ・ 共益的活動を目的とする法人

- ⇒ 1 相互の支援、交流、連絡その他、その会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。  
2 定款等に会費の定めがあること。  
3 主たる事業として収益事業を行っていないこと  
4 特定の個人又は団体に剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。  
5 解散したときにその剰余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。  
6 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えたことがないこと。  
7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

## ・ NPO法人と非営利型法人の法人税の課税範囲

収益事業により生じた所得に課税

- ⇒ 法人税率30%(所得金額が年800万円以下の金額までは22%)

非営利型法人以外の法人税(普通法人)の課税範囲

- ⇒ すべての所得に対して課税 法人税率 30%

公益社団・財団法人の場合

収益事業により生じた所得に課税

- ⇒ 法人税率30%(所得金額が年800万円以下の金額までは22%)  
寄付金優遇税制が適用される

## ・ 法人税法上の収益事業とは

- ⇒ 物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、貸席業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、鉱業業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸協授業等、駐車場業、信用保険業、無体財産権の提供等を行う事業

以上